

富士河口湖町生涯学習館  
館長 外川 正和 様

答 申

新型コロナウイルス等感染症を踏まえた今後の生涯学習館（町立図書館）の在り方と運営について

富士河口湖町図書館協議会は、令和2年11月24付け富河図書発第11-3号にて、「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた今後の生涯学習館（町立図書館）の在り方と運営について」の諮問を受けました。このたび、検討した結果を別紙のとおりまとめましたので答申いたします。

令和3年10月1日

富士河口湖町図書館協議会

会 長 渡辺 幸之助

副会長 古屋 庄一

副会長 若月 愛美

小河原 徳博

梶原 桂子

岸野 正美

希代 いつ子

五味 和代

高山 三千代

玉村 和美

古屋 貴恵子

はじめに

富士河口湖町図書館協議会では、富士河口湖町立図書館館長からの諮問に基づき検討を重ね、今後の生涯学習館（町立図書館）のあり方についての答申をまとめました。

富士河口湖町立図書館は年間延べ10万人を超える利用者を数える公共図書館です。平成22年度には16万5千人を超え、その後も年間11万人以上を保ってきました。近隣の富士吉田市と比較しても1.5倍くらいの開きがあります（H25年度比較）。

しかし、昨年令和2年度は約2万2千人と激減しました。もちろん、コロナ禍で長期閉館等の対応を余儀なくされたことの影響です。

コロナ禍では社会生活があらゆる分野において影響を受けました。新型コロナウイルス感染症の影響は2年目の終盤に入った現時点でも収束の見通しが立っていません。私たちの地域社会でも、「コロナ対応」や「コロナ対策」を考えないではいられません。それは、全ての個人はもちろん、個々の家庭のレベル、市町村、都道府県、国、さらに国家を超えたレベルにまで、全ての組織、集団と置かれた立場に求められています。つまり、新型コロナウイルス等感染症から逃れられる人はいない上に、突きつけられる課題の前で他人事は許されません。自分の問題としてとらえる、一つの主体であるという認識を共有しています。

私たち富士河口湖町図書館協議会も、コロナ禍に向き合う主体の一つです。私たちの独自の使命は何か。それは、ウイルスがもたらす症状等に対して医療関係者が向き合うように、図書館関係者が向き合う上での役割を明確にし、その図書館関係者とその母体である富士河口湖町の行政に対して、エールを贈ることに他なりません。

コロナ禍を利用して、類似のまた未曾有の災禍に備える知恵を集積しておくこと。また、コロナ禍を利用して、町全体の見直しを図り、コロナ禍以前よりも住みやすく豊かな町にすること。さらにコロナ禍を利用して、図書館の意義と役割をさらに明確にし、町の住民が共に生きること、世界に目を向けること、地域に根ざした生き方を選べるようにすることを、文化と知性の面から後押しする。そのような提言をしたいと考えます。

## 1 諮問までの経過

### (1) コロナ禍で迫られた諮問自体の変更

本諮問は、新型コロナウイルス感染症による世界的なパンデミックを挟んで2回行われました。まず、平成31年2月15日付け富河図書発第2-3号にて、以下の諮問を受けました。

「これまでの図書館運営を踏まえ、今後の進むべき図書館活動と運営について」当時の中村孝一図書館長より以下の諮問を受けました。

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 地域住民から求められる図書館サービスの内容等について                |
| 2 | 地域の住民課題や行政課題に応え、町づくりに資する図書館にしていくための方策について |
| 3 | これらのサービス内容と方策を実現していくための運営について             |

これを受け、本協議会では以下のような答申作成計画のもと、協議会による検討作業に入りました。

|       |     |              |         |       |
|-------|-----|--------------|---------|-------|
| 平成31年 | 4月  | 答申作成計画       | 答申概要の確認 | 組織づくり |
|       | 7月  | 諮問・答申についての確認 |         |       |
|       | 11月 | 先進公共図書館の視察   |         |       |
| 令和2年  | 2月  | 第1回答申案の検討    |         |       |
|       | 4月  | 第2回答申案の検討    |         |       |
|       | 7月  | 最終検討         |         |       |
|       | 9月  | 答申の完成        |         |       |

ところが、令和2年2月の第1回答申案の検討を境に、富士河口湖町全体がコロナ禍の影響であらゆる会議・会合が中止となりました。そのため、それ以降の計画を断念するに至りました。

その後、令和2年8月28日に行われた図書館協議会で、「新型コロナウイルス感染症への感染防止対策で多くの行政活動が停止し、社会のあらゆる活動が見直しを迫られている。この状況では、コロナ禍以前の諮問に対する答申を出すことに大きな意味はないのではないかと。改めて諮問し直していただき、それに対する答申を出すことにしたい。」という要望が協議会員から出されました。

以上の経過から、富士河口湖町図書館協議会に対して、改めて以下の諮問がなされました。

## (2) 新たな諮問―「諮問」を要求する協議会

行政側に「これこれこういう諮問をしてほしい」という要求をする協議会というものがあるのでしょうか？本協議会では、未曾有の世界的な災禍であるこの新型コロナウイルス感染症の影響を、「教訓として残すべきだ」という意見が、第2波と第3波の間にあった令和2年8月の時点で出されました。

東日本大震災という日本最大級の災害と、ほぼ同時に発生した福島原子力発電所事故という世界的な原発事故から10年が経過し、その記憶や教訓の風化が懸念されています。「あの経験にしてそういう経過をたどっている。」その危機感に近いものが本協議会を動かしていると言えます。

出口の見えない新型コロナウイルス感染症の問題のさなかにあつて、その教訓を後世に残すべきだという声を挙げるのは決して「早すぎる行為」とは言えません。その要求に応じて以下の諮問が新たになされました。

### 〈新たな諮問〉

「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた今後の生涯学習館（町立図書館）の在り方と運営について」

- 1 新型コロナウイルス等感染症の影響を踏まえた今後の図書館サービスの内容等について
- 2 新型コロナウイルス等感染症の影響を踏まえた今後の町づくりに資する図書館にしていくための方策について
- 3 これからのサービス内容と方策を実現していくための運営について

これまでの経過から、以下のことが言えるのではないのでしょうか。

### ①官民一体となりパートナーシップをもった行政の運営が必要である

この「新たな諮問」を得ることができた元は本協議会員の知性ではないのでしょうか。通常の協議会は以下の法規に則り、受動的に活動します。

### 第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

しかし、本協議会は諮問の在り方についても意見を述べ、「今は、何について議論すべきか。どのような視点をもって、どこにこそ行政資本等を注力すべきか」といった提言をすることで、主体的なかわり方ができる組織です。

つまり行政を官に丸投げでなく、共に考え、共に連携・協働していく町民でありたいという願いを持っているということです。今後ますますこういった視点での町づくりが必要であることを、新たな諮問を受ける時点でも感じ取ることができました。

### ②新型コロナウイルス感染症が象徴的に示しているのは、まさに災害のグローバル化

コロナ以前でも地球温暖化や大気汚染、海洋汚染など、地球規模の災害は留まることなく深刻さの度合いを増してきていました。ただし、まだ「他人事」として済ませられる余裕が、この富士河口湖町に暮らす私たち町民にはありました。比べてコロナ禍は誰も逃れることのできない災禍と言えます。

これに臨む上で、私たちが対処できるのは、知性を持ってしかない。

「コロナは風邪、すぐ収まる」「コロナウィルスは中国の陰謀」「ワクチンには人を誘導するマイクロチップが入っている」。普通に考えると噴飯ものの「陰謀論」に惑わされたり、周囲との関係を損なったり、生活や健康、命そのものを失いかねない「情報の誤読や曲解」を防ぐにはどうするか。それは町民の知性を高め合う仕組みをつくり出すことです。そのために町立図書館にできることはある。それが、この諮問を求める考えの一つでもあります。

新たな諮問をいただいてから1年足らずであり、十分な検討を重ねることはできませんでしたが、本協議会より現状で可能な答申をいたします。

## 2 答申の基本理念

コロナ禍によって社会の何が変わったかについては、多様な視点、それぞれの立場から意見を出し合い議論する必要があります。そうしないと今進行している変化の本質を見失う恐れがあります。

試みに次の視点でシミュレーションをしてみます。

### 〈経 済〉

米国資本の通販大手が「巣ごもり需要で純利益 220 %増の過去最高益」(2021年4月29日現在)という報道を耳にしました。明らかに「観光・旅行・宿泊、飲食、文化・芸術」にかかわる業種の収益が激減し、反対にコロナ禍で収益を伸ばしている業種があります。つまり経済面での格差の広がり、コロナ禍が長引くほど加速すると考えられます。この影響を単に「運の善し悪し」ととらえたり、「自己責任」ととらえるような視野の狭さはないでしょうか。なぜここまでの格差が生じるのかという問題に、関心が持てるような町民であるためには、どうすればいいのでしょうか。

### 〈政 治〉

コロナ禍で炙り出された政治の質が、日本に関しては「失望・不信」を際立たせてきました。特にワクチンへの対応では、国による施策の差が感染者数という直接的な数値で「見える化」されてしまいました。

これまでも繰り返された不祥事による政治不信が、コロナ禍によってさらに深まったと言わざるをえません。そして、その政治の質を生み出しているのは、国民の質であるとも言われ続けてきました。18歳選挙権が導入されたのはなぜか。それがさらに引き下げた投票率の問題。フィンランドやスウェーデンでは国政選挙でも投票率が80%を下回らないと言われます。なぜここまで政治への無関心が放っておかれたのか。諦めから脱して、政治に主体的にかかわる国民性をどうつくり出せばいいのでしょうか。

### 〈環 境〉

SDGs(持続可能な開発目標)への関心がにわかに高まっています。2015年に国連で採択され2030年をゴールとした17の目標。そのうち半数以上が環境問題と切り離せない内容です。

SDGsの2つの基本理念のうち、次の1つに注目したい。

**No one will be left behind**(誰ひとり取り残さない)

リーダーに一方向的に期待することではありません。自分に向けて課していく課題です。

パンデミックと環境問題は密接に関わっています。表面的には「巣ごもり需要」で増加したゴミや、感染防止グッズ・医療器具等から出される廃棄物。その量に関心を持つ必要があります。さらに新型

コロナ等のウィルスが、環境破壊から生じているという説は多くの科学者が指摘しています。しかし、日本では国連等の「外圧」がないと自主的に環境問題に取り組むことがありません。追い詰められ、押しつけられての「レジ袋の有料化」でした。では、この環境問題への意識の低さを、どう解決していったらいいのでしょうか。

#### 〈教育〉

コロナ禍で真っ先に負担を背負ったのは教育現場でした。昨年2月末に出された「全国一斉の休校措置」。そのために全国の就学者が1年の25%の学校生活を失いました。あれ以来同じ措置は取られていません。全国の感染者数が当時の100倍を超える数値を記録しても、全国一斉の休校措置は取らない。その理由として、予想されたことですが、その間子どもの不満が募り、精神疾患が増え、それを直接受け止める家庭の負担が計り知れなかったことが挙げられます。しかし、この施策が及ぼした負の影響を追及する声も大きくはなりません。検証すら行われていないのでしょうか。マスクでの生活が幼児教育に与える深刻な影響が論じられ、行事・大会等の中止、削減が子どもたちに与える負荷は、年齢が低いほど取り返しがつかなくなる恐れが指摘されています。こういった判断を子どもの顔が見える立場・範囲で責任をもって下せるようにするにはどうしたらいいのでしょうか。

#### 〈文化〉

「ドイツでは、コロナ禍でいち早く文化関係の従事者に補助がなされた」昨年5月頃、緊急事態宣言の時に流れた報道です。音楽家・演奏家、芸術家、演劇関係者、伝統文化の継承者など、多くの文化にかかわることを仕事にしている人たちの悲痛な叫びが、しばしば報道されてきました。文化関係という点では公共図書館も同じです。コロナ禍で公共図書館が閉鎖されたとき、違和感を感じた人が多かったようです。「密になりにくい」「会話があまりない」「長い時間滞在しない」「動きも少ない」利用状態にそういう特性をもった図書館がなぜ閉鎖しなければならないのか、と。しかし、行政サービスの中でいち早く回復したのも図書館でした。地域の感染状況、環境特性（人口密度、観光等の産業、交通利便性等）など、各自治体によって一律に判断できません。しかし、文化性という視点は地域振興、町づくりに欠かせないものです。それを「地域経済と両輪」と言えるほどの認識に高めるためにはどうしたらいいのでしょうか。

#### 〈生涯学習・地域づくり〉

コロナ禍で端的に数値として比較できたのが、犠牲者の数でした。当初日本の新型コロナによる死者の少なさが国の内外で取り沙汰され、「ファクターX」とその原因をさぐる動きもありました。体質や遺伝子による身体要因なのか、マスク・手洗いなどの習慣に代表される精神要因なのか、と。しかし現時点（R3年9月半ば）では国内の死者の累計が17000人を超え、引き続き低く抑え込んでいる諸国と比較して、「かつての栄光」も取り上げられなくなりました。

コロナ対策、とりわけワクチン接種の速度に差が出たことによって社会にはこれまでにない責任追及の「空気」が広がりました。それでも市民運動によって政権が揺らぎ政治リーダーが代わったわけではありません。戦後76年目を迎え、私たちの社会において民主主義は進歩してきたと言えるのでしょうか。

日本国憲法についての学習は生涯を通じて行われる必要があると考えられます。例えば、次のような項目は、大人になってからでないと理解しづらいことです。いつ学ぶのでしょうか。

- ・第一五条 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- ・第一六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。
- ・第一七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、

国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

・第二条 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

「平穏に請願する権利」をしっかり行使できる国民を育てる役割は、やはり行政にあると考えられます。香港やミャンマー、アフガニスタンのおかれた悲惨な状況を他人事としないで、穏やかに、しかししっかり自分の権利を主張する国民でありたいと考えます。

〈主権者意識〉

未曾有のコロナ禍で TOKYO2020 オリンピック・パラリンピックを終え、私たちの日本が得たものは何だったか。これは私たちに課された大きな宿題です。ネット記事等での海外視点を参考にすると、「一度決まったことを自分たちで変えられない日本国民」という見方があります。この見方を参考に主権者とは何かを確認します。

・自分たちが国や社会づくりの選択・決定に関わっているという意識をもっている。

・国や社会づくりの方向性に関心をもち、必要に応じて見直し、変更の声を挙げられる。

・国や社会づくりの原資は自分たちの税金であるという認識をもち、その使い方に関わっている。

では、コロナ禍でのオリパラに対して、私たちは主権者意識をもって臨んだかどうかを振り返ってみる。これが最後の視点です。この答申の理念として、コロナ禍に加えオリパラからの課題を加えます。

・東京オリパラの実施費用が当初予算よりどのくらい膨らんだかに関心を持っているか。

・自分たちの税金がどう使われ、それがどういう効果や恩恵をもたらしたか。そのことに関心をもち、検証する意識をもっているか。

・国の予算は全て私たちの税金であるという認識をもって、コロナ対応・コロナ対策に加えオリパラの実施と税金の使われ方、その効果という視点で時間をかけて検証する。

まるで東日本大震災に福島原発事故が加わったかのように、ふだん見過ごしてきたことをこれでもかと指摘されるような事態です。コロナ禍とオリパラ。この2つの視点を最後に強調します。

以上、日本国民の知性や情報リテラシー・情報読解力を上げることを早急にしていかないと、経済どころか国そのものが崩壊するくらいの危機感を感じます。コロナ禍はそういうものをはっきり浮き彫りにしました。

そういう認識のもとに、この答申を具体化したいと考えます。

### 3 答申までの検討経過

#### (1) 提言に向けての学習会

日時：令和3年2月5日（金）午後2時

場所：中央公民館

講師：千野国弘氏 山梨県立図書館司書幹

演題：「コロナ禍とこれからの公共図書館」

内容〈○数字が講師より ・が参加者の学び〉

#### ①「休館＝何もしない」ではない

・休館中にもできることがあった。富士河口湖町図書館でもそれを模索し、実行し、準備して開館に結びつけた。

・未知のウィルスだったが、次第にその性質が明らかになってきた。

・富士河口湖町図書館のおかれた特殊性（観光地）を考慮して、できるサービスを模索し、その経験知を「知恵の蓄積」として記録し、残すことが重要ではないか。

※「感染防止のための休館」の是非は一旦保留し、（決定に対してかかわることが難しい）

・休館中にもできたこと ・休館中にもできること、すべきこと

を探る⇒⑥公共図書館の役割 ⑦公共性

②図書館は「不要不急」の施設か

※本や資料を利用したい⇒代替手段がある（ネット、購入）

※人が集まる場所として閉館されている⇒しかし「リスクの低い集まり方」ができる場所が図書館

- ・自習スペースとして
- ・本とふれあい読書できる
- ・知的好奇心に応じてくれる ⇒この部分は代替ができない静けさをお互いが求め、保てる場所

※図書館は利用者が「公共性」を学び、「公共の場所でのふるまい方」を学ぶ場所

③人が集まる場所としての役割を見直す

※図書館に「人が集まる」本来の理由を重視する。⇒読み聞かせなどは必要

- ・図書館への関心を高める
- ・公共的な資料への関心を高める
- ・図書館に「来ない人」をサービスの対象に引きずり込むため
- ・コロナ禍：リスクの低い集め方 コロナ後：両方の要素も含んだ集め方
- ・読み聞かせに参加できる子とできない子の差が出てしまった。

④コロナ禍の前と同じ運営に戻ることはない（戻ればいいということではない）

※学んだことを生かし継続する

※逆手にとって実施したことの価値を見直す

⑤来た人が利用者ではない（来ない人〈来られない人〉もサービス対象）

- ・来ない人⇒関心がない人
- ・来られない人⇒来たいが事情で来られない

※関心がない人に関心をもってもらおう。「ニーズ」はつくり出すもの。

⑥図書館の役割を見直す（地域社会での図書館の役割）

※「公教育」の重要な場所

- ・「文盲をなくすことが民主的な社会をつくるには不可欠」⇒近代国家の公教育の意義
- ・東日本大震災からの教訓  
被害が少なかった地域から学ぶ ⇒釜石市の防災教育 ⇒普代村の高さ 15.5 mの防潮堤
- ・パンデミックの被害を減らす  
⇒「緊急事態宣言」後に感染者が減少する事実  
⇒マスク、3密回避、手洗いが早期に徹底した

⑦図書館の「公共性」とは何か

※1人でも必要とする人がいれば、それに応える ⇒格差社会の緩和へ

- ・多くの声になっていない声があると思われる。

#### 4 答申内容

※以下「資料1～3」は「答申内容」の後に添付してあります。

##### [現 状]

- (1) 令和2年度事業実施状況・令和3年度実施事業 ※資料2参照
- (2) 感染拡大防止対策の時系列 ※資料3参照

##### [提 言]

#### 【1】新型コロナウイルス等感染症の影響を踏まえた今後の図書館サービスの内容等について

- (1) 「感染症等の影響下での町立図書館の運営に関するガイドライン」を策定する。
- ・「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（日本図書館協会）等を参考にする。 ※資料1－(1)
  - ・町の現状と実態に合ったガイドラインにするために、策定後もその都度、また定期的に見直す。
  - ・休館の措置を執ったり規制をかけたりする基準だけでなく、措置を解除したり規制を緩和したりする場合の基準も示す。
  - ・規制を緩和したり解除したりする場合、特に状況を見て徐々に緩めるような配慮が必要である。
  - ・職員、利用者が感染した際の対応、公表等の方法も明記する。
  - ・図書館事業の評価について、感染症影響下での評価は平時とは別な基準を設けて実施する。
- (2) 状況に応じて提供できるサービスのあり方について、より明確な対応策・基準を示す。
- ・人によって基準が違うことを予想し、理由を明確に示すことで納得が得られるよう検討する。
  - ・基準、理由を図書館職員全員が共有し共通理解した上で、統一した対応ができるようにする。

#### 【2】新型コロナウイルス等感染症の影響を踏まえた今後の町づくりに資する図書館にしていくための方策について

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対策下における図書館の充実について（提言）」（日本図書館協会）を参考に、特に以下の点を検討し充実に向けての方策を提言する。 ※資料1－(2)
- ・「4 資料費の確保と増額」をもとに図書費の削減を行わないよう提言する。
  - ・「5 地方交付税の適切な額の確保及び増額」をもとに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続を提言する。
  - ・「6 公共図書館職員の確保・充実」をもとに、図書館職員の人数と専門性の確保・充実を提言する。
  - ・「8 図書館とまちづくり、子どもから高齢者、障害者、社会的包摂の充実」をもとに、ひとづくり、まちづくりの拠点となる図書館のあり方を提言する。
- (2) 図書館法第3条（図書館奉仕）の理念を生かし、可能なこと・必要なことを洗い出して集中的に注力していく必要がある。

##### 〈参考〉

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品～その他必要な資料を収集し、一般公衆の利用に供すること。



- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館～と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

### 【3】 これからのサービス内容と方策を実現していくための運営について

- (1) コロナ禍での図書館運営と対応の事実・実績を記録し、活用できる具体的な形で示す。
  - ・対応の流れを時系列で示す。
  - ・その場面での判断した理由、根拠を、職員のリアルな言葉で残しておく。
  - ・できれば「こうしておけばよかったこと」も記録しておく。
- (2) 感染症影響下でも図書館のニーズをつくり出す活動を進める。
  - ・リモート配信を活用して読み聞かせが聞けるかどうか、著作権等の問題を勘案した上で模索する。
- (3) 保育所・学校等と連携して、公共図書館を利用する具体的な働きかけを進める。